# 既存路線バスの見直し手順

改正前

伊賀市では、以下のとおり現行バス交通の見直し手順を示しており、ここではサービス維持基準として運行本数を定めるほか、事業評価基準として平均乗車密度や収支率を定めています。路線バスについては下記手順で見直しを図っていきますが、サービス提供は目安とし、利用実態を踏まえ、適宜そのサービス水準を設定します。

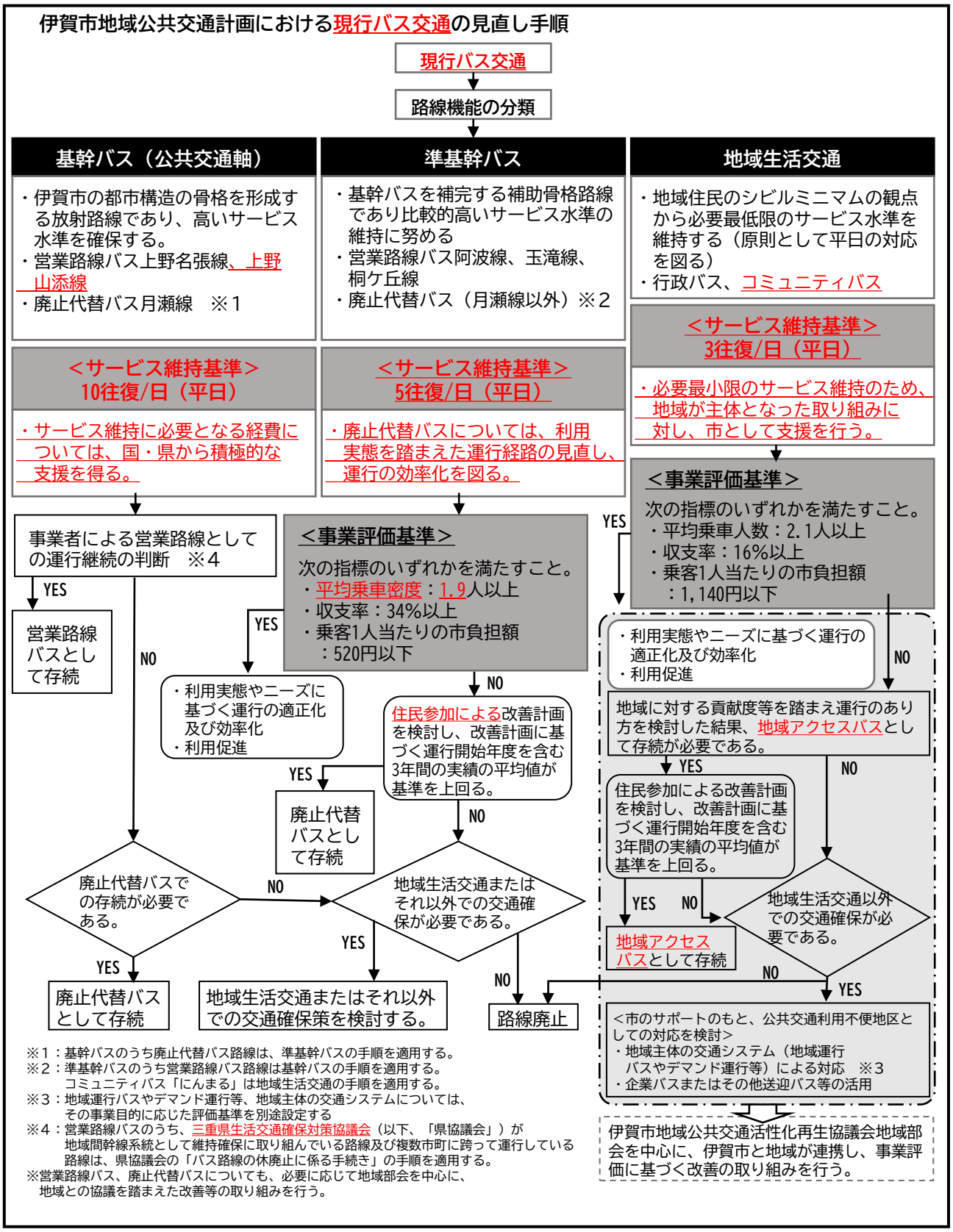


※1：基幹バスのうち廃止代替バス路線は、準基幹バスの手順を適用する。
※2：準基幹バスのうち営業路線バス路線は基幹バスの手順を適用する。
　　コミュニティバス「にんまる」は地域生活交通の手順を適用する。
※3：地域運行バスやデマンド運行等、地域主体の交通システムについては、
　　その事業目的に応じた評価基準を別途設定する
※4：営業路線バスのうち、三重県生活交通確保対策協議会（以下、「県協議会」）が
　　地域間幹線系統として維持確保に取り組んでいる路線及び複数市町に跨って運行している
　　路線は、県協議会の「バス路線の休廃止に係る手続き」の手順を適用する。
※営業路線バス、廃止代替バスについても、必要に応じて地域部会を中心に、
　地域との協議を踏まえた改善等の取り組みを行う。

# バス路線の見直し手順　改正案

資料３

伊賀市では、伊賀市地域公共交通計画の施策2「バス路線の維持・改善」において、以下のとおり、バス路線の見直し手順を定めています。

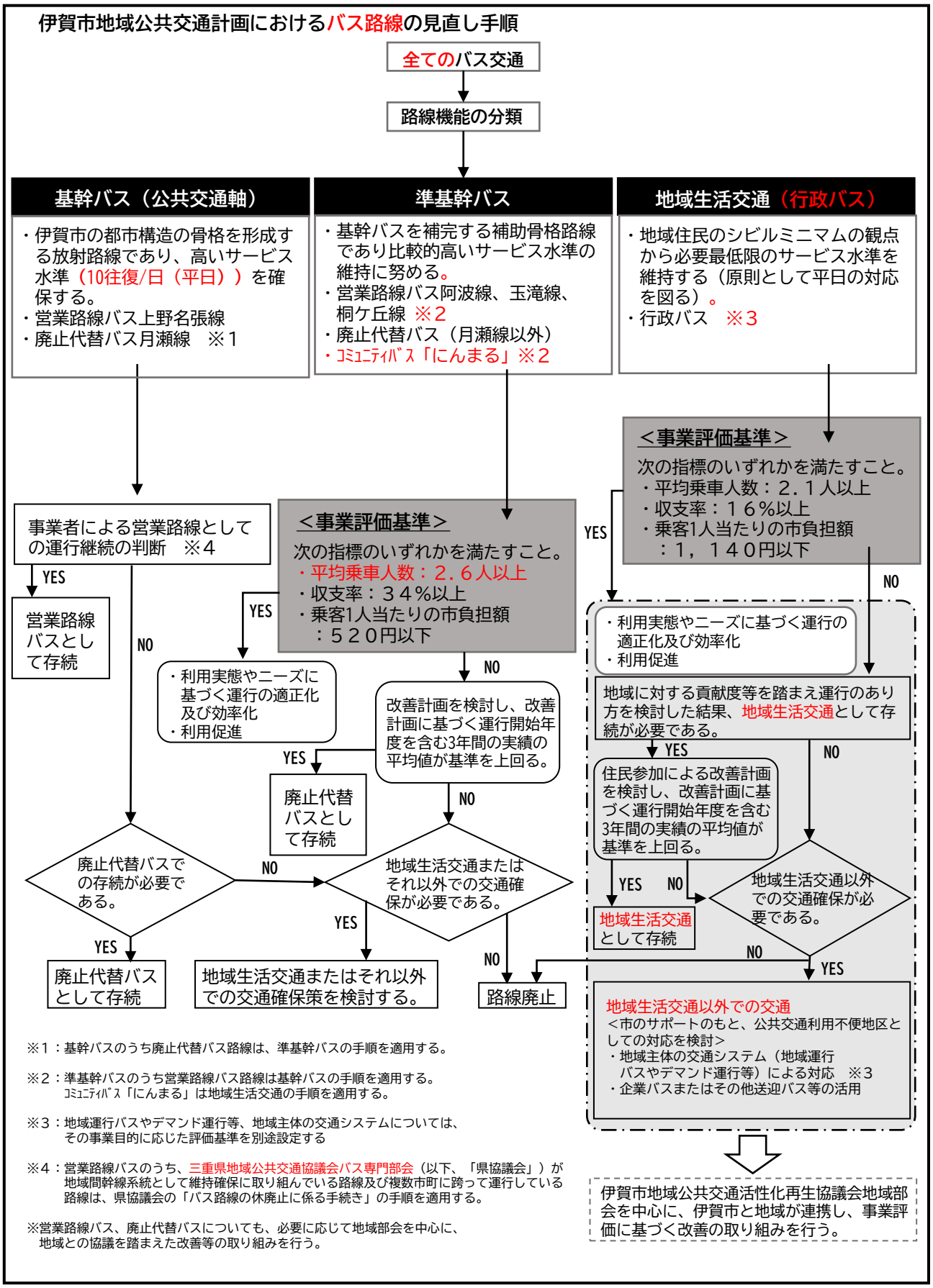


※１：基幹バスのうち廃止代替バス路線は、準基幹バスの手順を適用する。

※２：準基幹バスのうち営業路線バス路線は基幹バスの手順を適用する。
ｺﾐｭﾆﾃｨﾊﾞｽ「にんまる」は地域生活交通の手順を適用する。

※３：地域運行バスやデマンド運行等、地域主体の交通システムについては、その事業目的に応じた評価基準を別途設定する

※４：営業路線バスのうち、三重県地域公共交通協議会バス専門部会（以下、「県協議会」）が地域間幹線系統として維持確保に取り組んでいる路線及び複数市町に跨って運行している路線は、県協議会の「バス路線の休廃止に係る手続き」の手順を適用する。

※営業路線バス、廃止代替バスについても、必要に応じて地域部会を中心に、地域との協議を踏まえた改善等の取り組みを行う。